

私たちの暮らしは森林とともに 人の手で育み恵みをいただく

林業に携わる人だけでなく、一般市民の努力もあって豊かな森林は育まれます。
民間での取り組み、そして生活に身近な森林の恵みについて紹介します。

市民による森林づくり

沖縄の県内各地で植樹や育樹の取り組みが定期的に行われています。こうした活動の中には、個人で自由に参加できるものもあります。



かいぎん 平和の森づくり

海邦銀行が昭和49年から行ってきた「みどりの運動」の一環として、平成28年に沖縄県緑化推進委員会とともに、沖縄県平和創造の森公園内に「かいぎん平和の森」を設け、植樹を実施。それ以降、毎年育樹および植樹作業を行っています。

くるちの杜 100年プロジェクト

三線の棹に使われている「くるち(黒木)」を植樹し、100年かけて育てようというプロジェクト。三線の神様、琉球音楽の始祖と言われる「アカインコ」ゆかりの地である読谷村で活動。アーティストの宮沢和史さんと有志で活動しています。

首里城公園友の会 イヌマキ育樹祭

首里城公園の質的充実と愛護、育成に関する事業を実施し、会員の親睦を図ることを目的に設立されました。鑑賞会や講演会、研究会の開催のほか、首里城にも使われているイヌマキの育樹祭も実施しています。

森林づくり等に取り組んでいる団体

- くるちの杜100年プロジェクトin読谷
- 首里城公園友の会
- 美ぎ島宮古グリーンネット
- 八重山材研究モッコク会
- かいぎん平和の森 育樹祭

森林の恵み

日々、食べているきのこをはじめ、生活の中にはさまざまな森林の恵みがあります。知ればきっと、森林がもっと身近な存在に。



木炭

BBQの際の燃料や、沖縄の線香、そして除湿剤に使われる木炭。沖縄県産木を炭焼き窯で焼いて作られています。



タケノコ

台湾生まれのマチクというタケノコを栽培、漬物に加工して販売しています。



しいたけ

菌床に木材チップである「おが粉」を使い栽培しています。



しめじ

設備の整った栽培工場で量産されています。県内の主な産地は国頭村。



えのき

産地は今帰仁村。ぶなしめじと並んで生産量が多いきのこです。



カラキ茶

沖縄ニッケイと呼ばれ、樹皮や葉っぱに爽やかな香りがあります。



オオタニワタリ

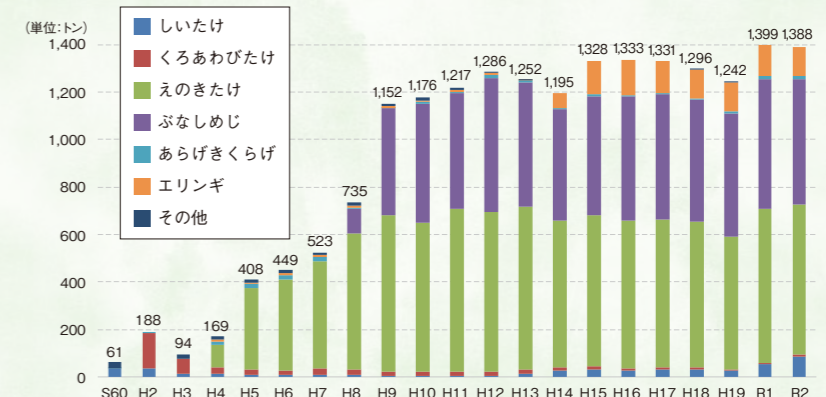
主に八重山地方で若芽が食べられている野草。食感の良さが人気です。

沖縄のきのこの生産量

コラム

施設の完成で生産量アップ きのこの消費量も増えています

スーパーなどで沖縄県産のきのこが手軽に買えるようになったのはここ数年のこと。2022年現在、県内の生産施設で栽培されているのは、えのきたけ、ぶなしめじ、しいたけ、エリンギの4種類。これにより生産量も年々増加しています。



自然と共存する林業へ やんばる型森林業

貴重な動植物が育つ環境が認められ、世界自然遺産に登録されたやんばるの森。
林業との両立を図るために、持続可能な取り組みが始まっています。



豊かな森林を守り育て 有効利用するために

国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村の森林は、林業の主要地域であると同時に希少な野生動植物が生息している地域です。この豊かな森林の利用と保全の両立を図ることを目指し、平成25年に「やんばる型森林業の推進」に関する施策方針が決定しました。
やんばるの森は沖縄本島の生活を支えるいくつかの役割があります。必要

な水の確保に役立てられている水源であり、林産物の重要な供給源でもあります。また、希少な野生動物や植物が育つ場であり、人間にとっては癒しや安らぎを与え、健康や環境教育の場にもなっています。やんばる型森林業では、こうした役割をもとに森林の利用区分（ゾーニング）を決め、保全と利用の両立を図っています。
やんばるの森は、2016年に国立公園に指定、2021年には世界自然遺産登録が決定し、これまで以上に世界中

から注目を集める地域となりました。そんなやんばるの森林の将来像は、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の暮らしに利用され、森林の持つ多面的公益性の恩恵を県民が継続的に享受できる状態を保つこと。多様性に富んだ豊かなやんばるの森を守り育てることを目指し、持続可能な森林業のあるべき姿を考え、利用と保全の両立を目指した取り組みを行っています。

やんばる型森林業の6つの特徴

自然を守ること、人々に自然体験の場を提供すること、そして持続可能な林業を目的に、さまざまな施策を実施します。

① 森林の4つの機能に応じて 利用区分を設定

「生物多様性保全」「水土保全」「木材等生産」の3つの機能に基づき、森林の利用区分を分けています。



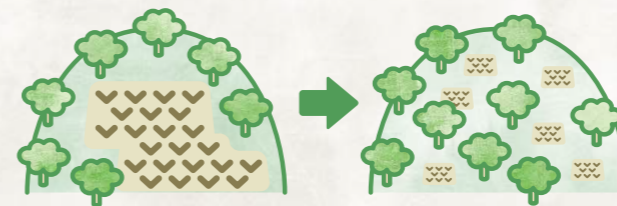
② 高性能林業機械による 実証試験

環境保全に配慮した収穫伐採を推進する実証試験を行っています。



③ 伐採区域を小さく、または 分散させて森林の負担を軽減

まとまった一つの区域で伐採するのではなく、伐採区域を小面積でモザイク状にすることで、自然環境への負担を抑えています。



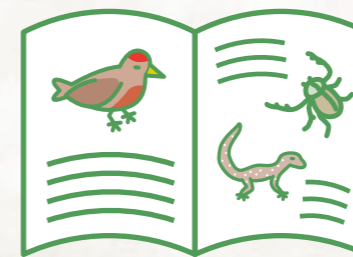
④ 成長スピードの早い樹種で 植林から収穫までを短縮

自然と林業の両立のため、成長の早い樹種を植え、収穫サイクルを短縮。森林への負担軽減とともに面積当たりの収益アップを図ります。



⑤ 希少動植物について学び 適切な対応を

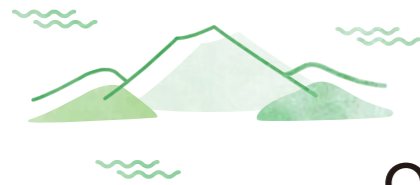
林業従事者には、作業中に希少動植物を発見した場合に適切な対応ができるよう、ハンドブックを配布しています。



⑥ 森林に負担をかけない 持続可能なツーリズムの実施

貴重な観光資源の森林におけるオーバーツーリズムを避けるため、計画的な受け入れとルール整備など、仕組みづくりに取り組んでいます。





OKINAWA FOREST STORY

森林をめぐる歴史物語

人々の暮らしを支えるために大規模な荒廃を三度も繰り返し
人々の手によって再生してきた沖縄の森。その歴史を紐解いてみました。



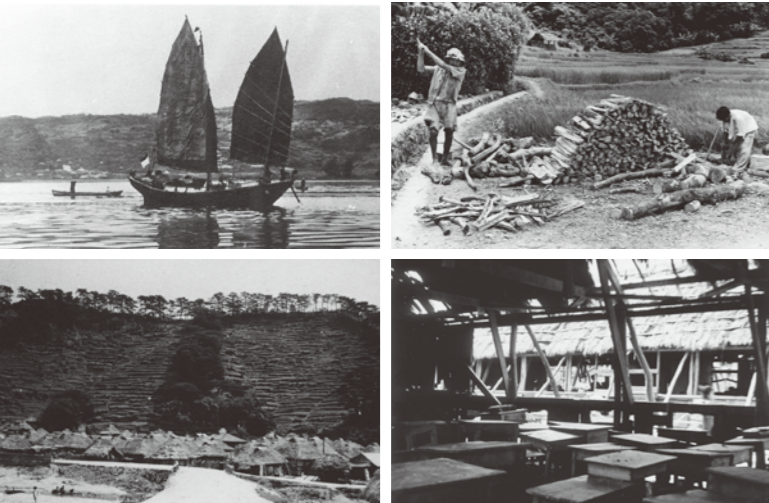
生活のすべてに木材が必要だった琉球王国時代 森林利用の基礎が築かれ激動の明治時代へ

沖縄がまだ琉球王国だった時代(1429~1879)。国王が住む首里城はもちろんのこと、社寺仏閣や船、人々の住居や黒糖および焼物生産のための薪など、何を作るにも山から伐り出した木材が必要でした。さらに薪炭がなければかまどで火をおこすこともできず、日々の食事作りもままならない。木材は人々の生活に欠かすことのできないものだったのです。

当時、これだけ必要とされていた木材の主な生産地は沖縄本島の北部、やんばるでした。森から伐り出した木材を満載し、風を帆にはらませ海を疾走する山原船の姿は人々の暮らしの活気を物語る象徴でもありました。

ところが、1600~1700年代になると各地で木材不足が発生。その大きな契機は首里城の二度にわたる全焼事件でした。また、当時は人口も増加の一途を辿っていたために木材の需要は高まるばかり。さらに食糧確保のために山を開墾し畑にするなど、やんばるの森の多くが伐採され荒廃していききました。

そこで立ち上がったのが、三司官(宰相)であった蔡温(さ



いおん)でした。森林保護を目的とした杣山(そまやま)制度を1737年に制定し、伐採に規制を設け、徹底した森林管理に努め、回復に奔走しました。これによりようやく持ち直したやんばるの森林ですが、時代は明治(1868~1912)へと移り変わり、琉球王国が終焉を迎え沖縄県となる激動の時代を迎えると、明治政府が士族救済を名目とした杣山開墾を実施し、森林の伐採が進んでいきました。

戦争により甚大なダメージを受けた沖縄の森 最大限の努力による回復、そして需要の変化へ

昭和(1927~)に入り、世界中で各国が権力をかけて争うようになると、木材は軍事物資として需要が高まり、やんばるの森の伐採量は増加していきました。そして、いよいよ世界的な戦争が勃発。地上戦が繰り広げられた沖縄は、特に中南部を中心にすべてが焼き尽くされ、終戦を迎えたときには辺り一面焼け野原に。無惨な姿となった沖縄で、復興のために必要とされたのは、やはり木材でした。生き延びるために必要な木々を次々と伐採し、食糧確保や増産のために山は農地として開墾。生きることが最優先だった当時は、森林保護に手を回すことができず、これまでとは比較にならないほど荒廃したと言われていました。

しかしながら、戦後に設置された琉球政府や琉球列島米国民政府は、荒廃した森林の復興に向け、いち早く植林に取り組みました。また、森林資源の再生に向けた地元の継続的な努力もあり、沖縄の森林は徐々に回復を始めたのです。復興から発展の時代となった1950~60年代は、建築様

左上／帆を張り北部から木材を積んで中南部へと運ぶ山原船。左下／国頭郡の集落の背後に見事な段々畑が見える。右上／戦後の名護市の生活の様子。右下／やんばるの木材で建てられた那覇市にある小学校の校舎。

写真：那覇市歴史博物館提供(右上はキーストスタジオ所蔵)

上／戦前の西表島の営林署(営林局の監督下で公有林の管理、経営をする役所のこと)。下／黒砂糖を詰める樽作りに必要な材が国頭の山だけでは足りず、西表島の国有林を伐採することに。

写真：那覇市歴史博物館提供(黒島寛松撮影「大琉球写真帖」関連資料)

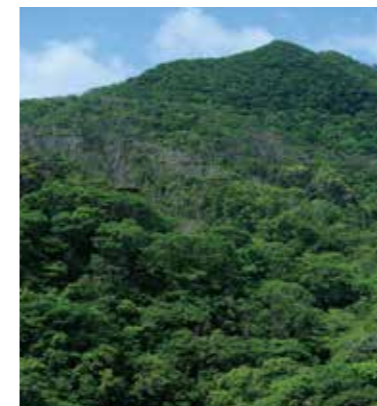


式が鉄筋コンクリート造りへと変化し、外材および日本本土からスギ材も入ってくるなど、木材需要に変化が現れ始めました。また、チェーンソーなどが登場し、運搬にはトラックを用いるなど、機械化が進んだのもこの時期でした。

本土復帰以降の森林再生と振興 これからの森林づくり

終戦(1945年)以降、木材の利用が進むと、良木が伐採され、不良木の多い質の低下した天然林が増えました。また1972年、沖縄県が本土復帰を果たすと、国の振興計画の下でインフラ整備等が行われ、森林開発が進められました。一方で、森林資源の保持と生産力向上を目的とした森林計画制度も始まり、適切な管理も行われるようになりました。そして、質の低下した天然林の改善を図るため、形質不良木の除去等の更新も行われました。

沖縄の森林は今、これまでで最も充実しています。さら



に森林は、人々に癒しを与え、生活を守る存在であるとともに、多様な生き物を育む重要な存在として求められるようになりました。森とともに生きる。今、地域の森林に目を向けることが求められています。



沖縄の森林の歩み

琉球王国

- 1628年 初めて実質的に山の管理を行う「総山奉行」が設置。伐採する木材量の調整などを行った
- 1660年 首里城全焼
- 1662年 砂糖生産のため砂糖樽と燃料用材で薪木の需要増
- 1672年 首里城再建
- 1709年 首里城全焼
- 1712年 首里城再建本格化(1715年完成)。二度の首里城火災は木材需要を大きく高める一因となった

明治

- 1737年 三司官の蔡温が杣山制度を導入。森林保護と造林計画を立て実施
- 1870年 明治政府が林野の開墾、払い下げ政策を推進
- 1879年 沖縄県誕生、琉球王国の終焉
- 1885年 林政八書(琉球王国時代の森林に関する法令や文書を沖縄県がまとめて刊行したもの)をもとに、政府が管理する森林の管理方法や経営を見直す
- 1897年 森林荒廃による災害を防ぐため、森林の取り扱いを定めた「旧森林法」が公布・施行

大正

- 1906年 杣山処分実施(~1908年)。杣山制度が崩れ政府管理のものとなり、住民が担ってきた管理役も撤廃したため森林の荒廃が進む結果となった
- 1910年頃 林政の制度基盤が確立され、造林事業がスタート
- 1945年 第二次世界大戦終戦。戦後復興に建築材や薪炭材として木材需要が急増、森林の荒廃が進む

昭和

- 1951年 旧・森林法全面改正、環境保全を目的に伐採制限などを設けた現行の森林法が成立
- 1972年 沖縄県、本土復帰
- 1974年 沖縄北部森林組合設立
- 1977年 八重山森林組合設立
- 1980年 沖縄県森林組合連合会設立
- 1984年 国頭村森林組合設立
- 1995年 宮古森林組合設立
- 2001年 森林・林業基本法改正
- 2006年 森林・林業基本計画策定

平成

- 2013年 「やんばる型新林業の推進 ~環境に配慮した森林利用の構築を目指して~施策方針」の決定
- 2016年 やんばるが国立公園に指定
- 2017年 沖縄本島北部の県営林が森林認証を取得

令和

- 2021年 沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録

01 シロアリが育てる おいしいきのこ

石垣島や西表島、沖縄本島では首里の一部に分布するオオシロアリタケ。タイワンシロアリというシロアリがオオシロアリタケやその菌糸が生育できる場所や栄養を与え、一方でその菌糸を食料にしており共生関係にあります。このオオシロアリタケ、非常においしいのですが、梅雨時期で寿命も短く見つけることが難しいほか、栽培方法が確立されていないため、知る人ぞ知る珍しいきのこです。



沖縄の森林 あれこれ

知る人ぞ知る沖縄の森林の恵みや暮らしの中での意外な役割など、沖縄の森林にまつわる豆知識をご紹介します。



きのこの多くは、菌床というおが粉(木を切る時に出る細かい木くず)やコーンコブ等を原料とした培地で作られます。菌床を使って育てた場所によって「産地」が決まりますが、実は菌床が作られた場所の表示は義務付けられていません。「沖縄きのこ」のロゴマークの付いたきのこは、沖縄で作られた菌床をもとに栽培されたきのこです。食べるなら、体を元気づけるためにも、沖縄県を元気づけるためにも「沖縄きのこ」をぜひ!



03 生活に欠かせない水はどこからきているの?

左の図は、沖縄本島におけるダムや河川の水を取水する取水ポンプ場の位置と森林区域を被せた図です。沖縄本島北部の豊かな森林が、県民の生活を守っていることがよくわかります。樹冠が広がり、隣り合う木同士の樹冠が密接してくる(うっ閉)すると森林の貯水機能は低下すると言われており適度な森林施業が効果的といわれています。

02

食べるなら、「沖縄きのこ」
ロゴマークの付いたきのこ

04 県産木材をふんだんに使用! 国頭村庁舎と石垣市庁舎

国頭村役場と石垣市役所へ行ったことはありますか?この2つの庁舎には沖縄県産木材がふんだんに使われています。各課のカウンター、案内板、ベンチのほか、国頭村の議場にはリュウキュウマツの板が壁一面に。石垣庁舎入口の堂々とした柱も一度は見て欲しい美しさです。



国頭村庁舎



2



1



4



5

1.リュウキュウマツの木目が美しい議場。議長および議員席の机ももちろん県産材使用。2.遊び心のあるトイレの案内板。3.カウンターだけでなく、課の案内サインにも注目。4.木の形をそのまま活かした案内板には木目がわかるようアクリル板との組み合わせで。5.休憩スペースのベンチ。

1.木の茶色とベージュ、黒で統一された議場は木の美しさを際立たせるスタイリッシュなデザイン。2.木の存在感が感じられるデザインの庁舎入口。石垣市役所の文字の上には、庁舎の形を木で表現。3.市長室は壁および棚全面に県産木材が使われている。4.待合のベンチは色の統一感を出すために黒のアイアンと合わせて。5.庁舎全景。柱が印象的。

1



2



3

石垣市庁舎



4



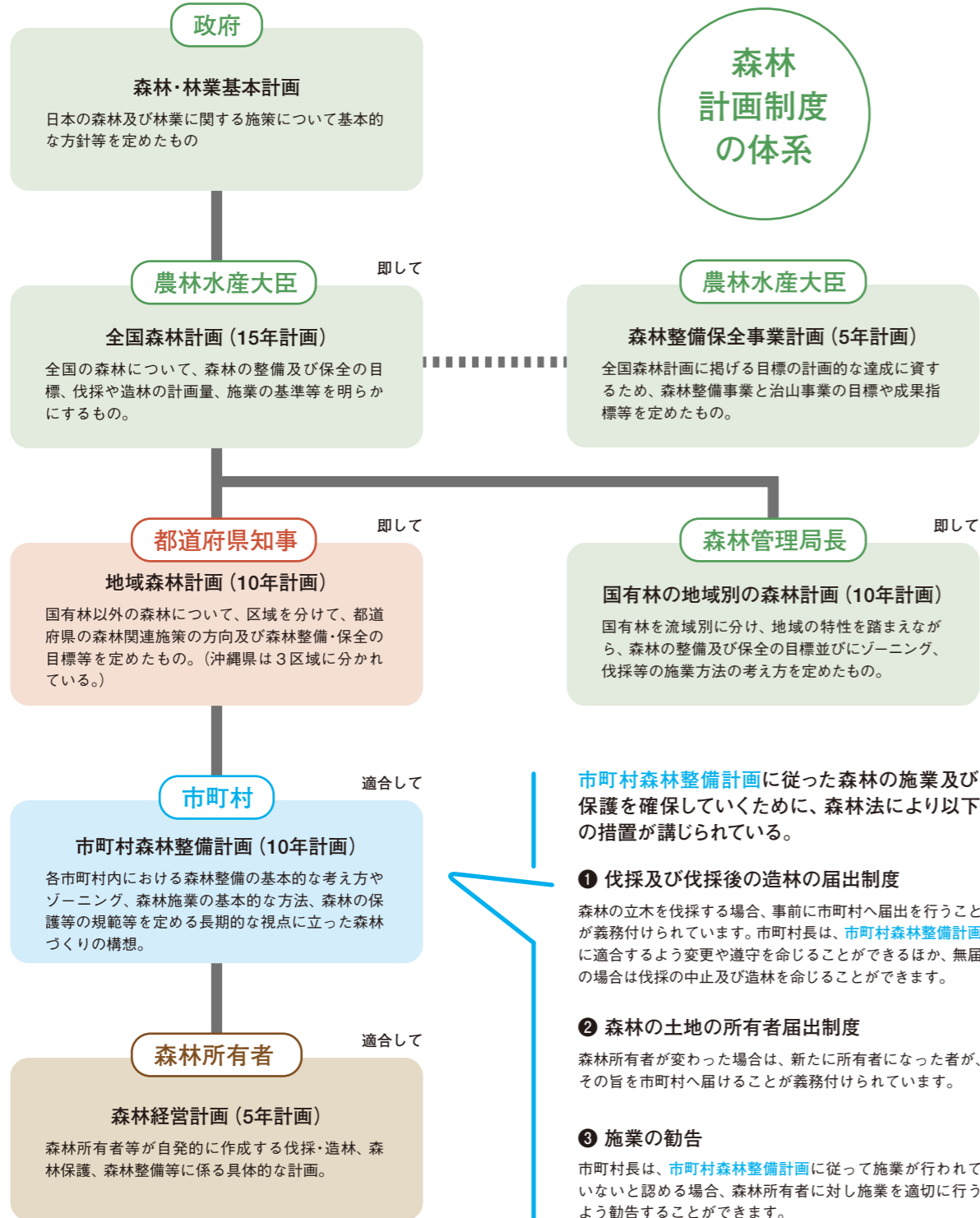
5

森林計画制度とは

無秩序・無計画な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。

また、森林の造成には超長期の年月を要することから、いったんこのような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。



市町村森林整備計画に従った森林の施策及び保護を確保していくために、森林法により以下の措置が講じられている。

① 伐採及び伐採後の造林の届出制度

森林の立木を伐採する場合、事前に市町村へ届出を行うことが義務付けられています。市町村長は、市町村森林整備計画に適合するよう変更や遵守を命じることができるほか、無届の場合は伐採の中止及び造林を命じることができます。

② 森林の土地の所有者届出制度

森林所有者が変わった場合は、新たに所有者になった者が、その旨を市町村へ届けることが義務付けられています。

③ 施策の勧告

市町村長は、市町村森林整備計画に従って施策が行われていないと認める場合、森林所有者に対し施策を適切に行うよう勧告することができます。

市町村が行う林務関係制度

木を伐った後、森林を確実に回復させるために市町村が行う大事な役目があります。

伐採、植林時は森林のある市町村長へ届け出を

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度

1. 概要

森林所有者などが、森林内の木を伐採する際、伐採開始の30日～90日前に、対象森林の所在する市町村長へ届け出る制度です。

また、伐採後に植林する場合は、植林完了後30日以内に、伐採後にほかの用途へ転用する場合(ただし1ha以下)は、伐採完了後30日以内に、市町村長へ「森林の状況報告」をしなければなりません。

※森林の転用面積が1haを超える場合は、事前に林地開発許可制度に基づく手続きが必要となりますので、所管する沖縄県の出先機関を紹介して下さい。

2. 届け出のポイント

(1) 対象森林

地域森林計画対象森林(森林計画図で示された森林)で、かつ保安林以外の森林が対象となります。

(2) 届出者

伐採する者と伐採後に植林を行う者(主に所有者)が連名で提出します。伐採する者と植林を行う者が両者が森林所有者でない場合は、森林所有者の同意を得たことがわかる資料が必要となります。

転用の場合も同様で、伐採する者が森林所有者ではない場合は、森林所有者との連名または同意を得たことがわかる資料の添付が必要です。

(3) 審査

市町村長は、届け出の内容が、市町村自ら策定した市町村森林整備計画に適合していることを審査しなければなりません。市町村森林整備計画に適合していない場合は、変更命令等を行います。また、届出者の求めに応じて、適合通知書等を発出します。

(4) 沖縄県への報告

市町村は、届け出を受理した月の翌月の10日迄に、届け出の写しを添えて沖縄県へ報告するようお願いします。



私有林の適切な管理を市町村が仲介

森林経営管理制度

1. 概要

森林経営管理制度は、平成31年4月から施行された森林経営管理法により創設された制度で、経営や管理が適切に行われていない私有林について、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐための制度です。

本制度における「森林経営管理」とは、地域森林計画の対象となる森林について「適切な経営」や「適切な管理」を持続的に行い、水源涵養機能や木材生産機能などの森林の多面的機能を発揮させることです。

具体的には、市町村が適切な経営管理を行っていない森林所有者へ経営管理に関する意向を確認したうえで、市町村が当該森林の経営管理を行っていくことになります。(経営管理権集積計画の作成)

また、市町村は当該森林の経営管理権を林業経営者へ配分することもできます。(経営管理実施権配分計画の作成)

2. 森林の適切な管理による効果

適切な管理が行われていない森林は、水源涵養機能等の森林の多面的機能の低下はもちろんのこと、景観や治安の悪化、森林病虫害や外来生物の蔓延が生じる可能性もあります。

このような森林を適切に管理することで、安心・安全で住みよく魅力ある街づくりを推進することができます。



市町村が森林所有者や境界の情報を整備するための制度

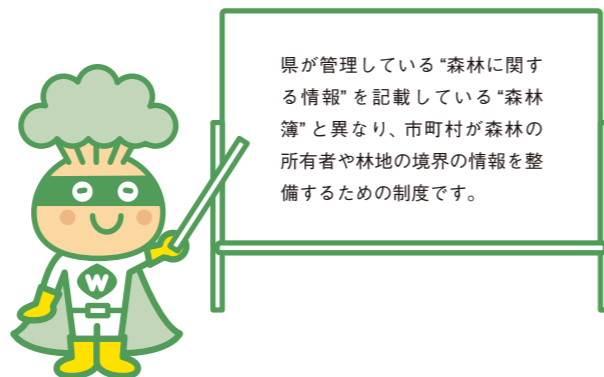
林地台帳制度

1. 概要

市町村が、森林の所有者の情報や土地の境界等を台帳及び地図で管理する制度です。対象となる森林は、地域森林計画対象森林(森林計画図で示された森林)です。

「森林の土地の所有者届け出」等、台帳の内容に変更が生じた際は、適宜修正する必要があります。

また、林地台帳の情報更新に必要な資料として、森林法第191条の2に基づき、市町村税務部局から地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報を取得することが可能となっています。



森林を整備するための税金の制度が制定

森林環境税及び森林環境譲与税制度

1. 概要

平成31(2019)年3月に、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下、「法」という。)」が成立しました。

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から国税として1,000円/年を市町村が賦課徴収する制度となっています。

「森林環境譲与税」は、森林環境税で集められた原資を市町村や都道府県に対して、「私有林人工林面積」、「林業従事者数」及び「人口」で按分して譲与される制度です。

※森林環境譲与税にあたっては、喫緊の課題である森林整備に対応するため令和元(2019)年度から譲与が開始されました。森林環境税による税の徴収が始まる令和6(2024)年度までの原資は、交付税及び譲与税配布金特別会計や地方公共団体金融機構の公庫再建金利変動準備基金が活用されています。

2. 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は、「市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる(法第1条)」こととなり、具体的には「森林の整備に関する施策」、「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保」、「森林の有する公益的機能に関する普及啓発」、「木材の利用の促進」、「その他の森林の整備の促進に関する施策」に使えることとなっています(法第34条第1項)。



森林を取得したら市町村へ届け出が必要

森林の土地の所有者届出制度

1. 概要

市町村が森林所有者を適切に把握するための制度です。森林を取得した者は、取得して90日以内に、対象森林の所在する市町村長へ届け出る必要があります。

2. 届け出のポイント

(1) 対象森林

地域森林計画対象森林(森林計画図で示された森林)です(保安林も含まれます)。

(2) 沖縄県への通知・報告

市町村は、対象森林が保安林の場合は、所定の様式にて沖縄県へ通知、保安林以外の場合は、届け出の写しを添えて沖縄県へ報告しなければなりません。

森林の有する公益的機能の維持増進や災害発生時の迅速な対応のため、行政は森林の所有者を把握する必要があります。

